**平成２４年（フ）第１４１号**
和歌山市三筋目67番地
債務者　織田　樹敏
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２４年（フ）第１５４号**
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅2727番地８
債務者　寺村　純一
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２４年（フ）第３９号**
山口県周南市野村３丁目10番22号
債務者　山崎　玲一
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
山口地方裁判所周南支部

**平成２４年（フ）第４０号**
山口県周南市野村３丁目10番22号
債務者　山崎　信枝
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
山口地方裁判所周南支部

**平成２４年（フ）第２９号**
熊本県玉名市大倉760番地２
債務者　鈴木雄太郎
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
熊本地方裁判所玉名支部

## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成２４年（フ）第４３号**
北海道旭川市豊岡６条10丁目６番５号
破産者　金盛　裕一
1　決定年月日　平成24年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第５６号**
北海道旭川市永山４条４丁目１番６号　コーポケンコウⅢ102号
破産者　日下　順次
1　決定年月日　平成24年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第１３６号**
青森市金沢３丁目４番28号
破産者　工藤　玲子
1　決定年月日　平成24年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第３２６５号**
横浜市瀬谷区瀬谷４丁目10番地21　フェリースＳＥＹＡ―Ｂ棟201号
破産者　羽根井真弓美（旧姓時）
1　決定年月日　平成24年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第８０５号**
神奈川県愛甲郡愛川町角田622番地の33
破産者　大方　　眞
1　決定年月日　平成24年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２４年（フ）第８号**
福井県三方郡美浜町郷市第20号17番地
破産者　八木　壽嗣
1　決定年月日　平成24年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

**平成２３年（フ）第６２号**
山梨県上野原市コモアしおつ１丁目16番２号
破産者　中沢　　敦
1　決定年月日　平成24年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

**平成２４年（フ）第１０号**
山梨県富士吉田市新屋1219番地の１
破産者　遠山　和子
1　決定年月日　平成24年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

**平成２４年（フ）第１１０号**
静岡県藤枝市築地１丁目10番６号　アーバンレジデンス101号、旧住所静岡県藤枝市平島602番地の77
破産者　村松　　篤
1　決定年月日　平成24年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第６７９号**
静岡県浜松市東区笠井町229番地の１
破産者　鈴木　良明
1　決定年月日　平成24年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２３年（フ）第１２２号**
三重県名張市桜ケ丘3088番地46
破産者　森脇　晴子
1　決定年月日　平成24年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

**平成２３年（フ）第６１２号**
奈良県大和郡山市筒井町884番地１　ヴィエンシャトレー小池506号
破産者　山本　眞二
1　決定年月日　平成24年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

**平成２４年（フ）第６３号**
奈良県大和郡山市小泉町1551番地
破産者　上地真由美
1　決定年月日　平成24年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

**平成２３年（フ）第３５８号**
長崎県長崎市川原町170番地
破産者　森保　桂吾
1　決定年月日　平成24年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係